

霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第274号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第16号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表グラススキーの部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

霧島市神話の里公園のグラススキー施設について、備品の老朽化に伴い使用できないことから、グラススキーの使用を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。